

## オフィスカルテ 利用約款

最終改定日：2026年5月7日

本約款は、株式会社エス・トラスト（以下「当社」といいます。）が提供する「オフィスカルテ」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者は、本約款に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

### 第1条（目的）

本約款は、当社が利用者に対して提供する本サービスの利用条件および当社と利用者との権利義務関係を定めるものです。

### 第2条（本サービス）

1. 本サービスは、PC・ネットワーク機器等の状態監視、IT資産管理、障害予兆確認等を行うクラウド型サービスです。
2. 本サービスは、株式会社ネットリソースマネジメント NRM（以下、「NRM」といいます。）が提供するエージェントアプリをお客様のPCにインストールすることにより、お客様のネットワーク機器やネットワーク環境の情報をクラウドで管理するシステムです。
3. 本サービスの機能・仕様は予告なく変更される場合があります。

### 第3条（契約）

1. 利用契約は、利用者が当社所定の方法で申込みを行い、当社が承諾した時点で成立します。
2. 当社は、以下の場合、申込みを拒否できるものとします。
  - (1) 申込内容に虚偽の記載がある場合
  - (2) 利用料金の支払いに支障があると当社が合理的に判断する場合
  - (3) 第16条（反社会的勢力の排除）に違反する場合
  - (4) 過去に利用契約上の重大な違反があった場合
  - (5) その他申込みを承諾することが不適切であると当社が合理的に判断する場合

### 第4条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、原則として1事業所毎に1IDが必要となります。

1IDでPC10台分のライセンスが付き月額6,000円（税別）とします。1IDで11台目以降は1ライセンス月額600円（税別）とします。2ID以上ご利用される場合は、平均10ライセンスまでご利用できます。

また、1事業所でもネットワークを分けてご利用される場合は、ネットワークと同数のIDが必要となります。

2. 利用料金はソフトウェアのインストールが完了した翌月から発生し、日割計算は行いません。
3. 支払期限を過ぎた場合、当社は本サービスを停止できるものとします。
4. 振込手数料その他支払費用は利用者負担とします。

#### 第5条（利用者が行う本サービスの解約）

1. 契約者は、解約を希望する月の前月末日までに当社所定の方法により通知することにより、本サービスの利用契約を解約することができます。
2. 本サービスの料金計算期間は毎月1日から末日までです。第1項の通知が当該解約希望月の前月末日までに到達しなかった場合は、利用契約は通知が到達した月の翌月末日をもって解約となり、利用者は当該月までの月額利用料をお支払いいただきます（日割計算は行いません）。
3. 契約者は、前項の利用料金のほか、解約までに発生した未払料金（遅延損害金を含みます。）を、当社が別途指定する期日までに当社に支払うものとします。

#### 第6条（利用者の責任）

1. 利用者は、本サービス利用に必要な通信環境、機器等を自己責任で準備するものとします。
2. 利用者は、ID・パスワードを適切に管理するものとし、これを第三者に開示し、または第三者に使用させてはなりません。
3. 利用者は、ID・パスワードが第三者に不正取得された場合、または不正取得されたおそれがあることを否定できない場合、速やかに当社に報告するとともに、対応として必要な措置を講じるものとします。
4. 利用者は、必要に応じて自己責任でデータバックアップを行うものとします。

#### 第7条（個人情報・利用者情報の取扱い）

1. 当社は、利用者の個人情報および利用者が本サービスの利用にあたり登録したネットワーク機器情報、ネットワーク環境情報その他の情報（以下総称して「利用者情報」といいます。）を、関係法令および当社のプライバシーポリシー（当社ウェブサイト上に掲載）に従って適切に取り扱うものとします。
2. 利用者は、当社が、本サービスの提供のため、利用者情報を提携事業者およびNRMに対し提供することあらかじめ同意するものとします。
3. 利用者は、利用者情報のうち利用者の従業員その他の関係者の個人情報（氏名、メールアドレス等を含みます。）について、当該本人から、第2項の提供について書面または電磁的方法によりあらかじめ同意を取得したうえで、当社に提供するものとします。

4. 当社は、利用者情報を本約款に基づく業務の遂行以外の目的で使用しないものとします。

#### 第8条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 本サービスへの不正アクセスその他不正な使用
- (2) 本サービスの改変、解析、リバースエンジニアリング
- (3) 他者への再販売
- (4) 法令、本約款または公序良俗に違反する行為
- (5) 当社、提携事業者、NRM、他の利用者または第三者の権利、財産またはプライバシーを侵害する行為、もしくは名誉・信用を毀損し、または侮辱し誹謗中傷する行為
- (6) ウイルスその他有害なコンピュータプログラムを用いて当社、提携事業者、NRM、他の利用者または第三者のシステムに損害を与える行為

#### 第9条（知的財産権）

1. 利用者は、本システムおよびエージェントアプリに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権その他の知的財産権が、NRM、提携事業者または当社に帰属することを了承し、これを争わないものとします。
2. 利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本サービス、本システムまたはエージェントアプリに係る当社、提携事業者またはNRMの登録商標または商標を使用してはなりません。
3. 利用者は、本システムおよびエージェントアプリに関する技術の改良等を行い、特許権、実用新案権等の知的財産権を取得してはならないものとします。

#### 第10条（第三者サービス）

1. 本サービスには第三者事業者が提供するクラウドシステムが利用されています。
2. 当該第三者事業者による仕様変更、停止、保守、障害等が発生する場合があります。
3. 当社は第三者事業者に起因する障害、停止、データ消失等について責任を負いません。

#### 第11条（サービスの停止等）

当社は、以下の場合、事前通知なく本サービスを停止できるものとします。

- (1) 本システムの保守、点検または更新を行う場合
- (2) 本システムまたはエージェントアプリに障害が発生した場合
- (3) 通信障害、停電その他通信または電力の供給に支障が生じた場合
- (4) 天災地変、戦争、テロ、暴動、感染症の流行その他の不可抗力が発生した場合
- (5) セキュリティ上の理由により本サービスの提供を停止することが必要な場合

- (6) その他、本サービスの運用上、停止が必要であると当社が合理的に判断する場合
2. 当社は、前項に基づきあらかじめ計画して本サービスを停止する場合、利用者に対し、停止予定日の5営業日前までに通知するものとします。ただし、緊急の場合には、事前通知を行うことなく本サービスを停止することができるものとします。
  3. 当社は、本サービスの停止により利用者または第三者に生じた損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

#### 第12条（サポート）

1. 当社は、本サービスに関する電話、メールその他当社指定方法によるサポートを提供します。
2. 現地訪問、機器交換、LAN工事、OS修復、データ復旧等は別途有償となります。

#### 第13条（免責）

1. 当社は、本サービスの完全性、継続性、特定目的適合性を保証しません。
2. 当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、以下について責任を負いません。

(1) 通信障害

(2) クラウド障害

(3) OSアップデート起因障害

(4) セキュリティソフト競合

(5) 第三者サービス障害

(6) 利用者環境起因トラブル

通信障害

クラウド障害

OSアップデートに起因する障害

セキュリティソフトとの競合

第三者サービスに起因する障害

利用者の利用環境に起因するトラブル

3. 当社の損害賠償責任は、当社に故意または重過失がある場合を除き、利用者が当社へ支払った直近3か月分の利用料金総額を上限とします。
4. 当社は、逸失利益、間接損害、データ消失等について責任を負いません。

#### 第14条（契約解除）

1. 当社は、利用者に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相当の期間を定めて催告し、当該期間内に当該事由が是正されないときは、利用契約を解除することができます。

(1) 利用料金の支払いを遅延したとき

(2) 本約款の規定に違反したとき

2. 当社は、利用者に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告を要することなく、直ちに利用契約を解除することができます。

(1) 本約款の規定に違反し、当該違反の性質または状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき

(2) 不正な手段により本サービスを利用したとき

(3) 第 16 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき

(4) 支払の停止、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(5) 当社の業務に重大な支障を与えたとき

3. 前項の規定により利用契約が解除された場合、利用者は当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

#### 第 15 条（守秘義務）

1. 当社および利用者は、本サービスの利用に関連して相手方から開示を受けた営業上または技術上の情報のうち、機密である旨明示されたもの（以下「機密情報」といいます。）について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならず、本サービスの利用または提供の目的以外に使用してはならないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報には含まれないものとします。

(1) 開示を受ける前に既に保有していた情報

(2) 開示を受けた後、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

(3) 開示を受けた情報によらずに独自に開発または取得した情報

(4) 開示の前後を問わず公知である情報

3. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

#### 第 16 条（反社会的勢力排除）

1. 当社および利用者は、自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的

- をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社および利用者は、自らまたは第三者をして以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社および利用者は、相手方が前2項に違反したときは、何らの催告を要することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
4. 前項の規定により利用契約を解除した当事者は、解除により相手方に生じた損害について、一切の賠償責任を負わないものとします。

#### 第17条（約款変更）

当社は、本約款を変更できるものとし、変更後は当社所定方法により通知または公表します。

#### 第18条（準拠法・管轄）

1. 本約款は日本法に準拠します。
2. 本サービスに関する紛争については、その訴額に応じて、静岡地方裁判所又は静岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

会社名：株式会社エス・トラスト  
所在地：静岡県静岡市駿河区中田4丁目9-23  
電話番号：054-654-3855